

# 沖縄セルラーソリューションサービス基本要綱(第1.0版)

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

沖縄セルラー電話株式会社(以下「当社」といいます。)は、このソリューションサービス基本要綱(以下「本要綱」といいます。)に基づき、お客様にソリューションサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本サービスとは、次の各号に定めるサービス(以下これらを個別に「対象サービス」といいます。)の総称であり、当社は、お客様の申し込み内容に応じ、対象サービスを単体で又は複数の対象サービスを組み合わせるうえで、本サービスとして提供します。

(1)第2章 機器販売サービス :通信機器等のハードウェア、プログラム等のソフトウェア、その他の物品(以下、併せて「対象物」といいます。)の販売。

(2)第3章 機器レンタルサービス :対象物のレンタル。

(3)第4章 サポートサービス :対象物の保守、サポート等の提供。

(4)第5章 エンジニアリングサービス :情報システム、通信ネットワーク等の分析、コンサルティング、設計、導入、開発、構築等の提供。

(5)第6章 マネージメントサービス :通信ネットワークの運用、監視、保守、障害対応等に係る支援の提供。

3. 当社がお客様に提供する本サービスの具体的な内容は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)、申込請書(以下「請書」といいます。)及び当社発行の見積書(以下「見積書」といいます。)その他別途当社作成の仕様書、要領書若しくは運用保守要領書(以下、申込書、請書、見積書、仕様書及び要領書と併せて「申込書等」といいます。)に定めるとおりとします。

第2条(本契約) 本サービスの提供に係るお客様と当社との間の契約(以下「本契約」といいます。)は、別段の合意がある場合を除き、お客様が当社に対して申込書の提出(以下「本申込」といいます。)を行い、かつ当社がこれを受領した日から起算して5営業日以内にお客様に何らの通知を行わなかったとき本申込に対する当社の承諾の意思表示があったものとして、成立するものとします。

2. 本要綱は、本章及び前条第2項の各号に定める各章(以下「各章」といいます。)の組合せにより構成されます。なお、本章の規定と各章の規定とが抵触する場合は、各章の規定が優先して適用されるものとし、本要綱の内容と申込書等の内容とが抵触する場合は、申込書等の内容が優先して適用されるものとします。

3. 当社は、当社が次の各号に該当すると判断した場合には、本契約の申込みを承諾しない場合があります。

(1)お客様が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金その他手続きに関する費用等の支払いを怠り、若しくは怠る虞のある場合。

(2)本サービスを提供することが技術面等において著しく困難な場合。

(3)その他、当社の業務遂行上支障があると認められる場合。

第3条(本料金等) お客様は、本サービスの料金(見積書に記載された出張費、運送費、通信費等の一切の費用を含み、以下「本料金」といいます。)及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を申込書等又は第7条に定める検査に合格した後に当社が発行する請求書に従い、当社に支払うものとします。

2. 当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、月額料金又は年額料金による本料金について、日割計算又は月額計算は行わず、お客様による全額の支払いを要するものとし、本契約がお客様により解約された場合又は当社により解除された場合も同様とします。

3. 本契約に関してお客様が当社に対して支払う金銭債務につき、その支払期日までに全額の支払いがなされなかった場合、お客様は、当該支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、1年を365日として年利14.6%の割合で計算した額を、遅延損害金として、当社に支払うものとします。

第4条(契約期間) 本契約の有効期間(以下「契約期間」といいます。)は、申込書等に定めるとおりとします。但し、「第3章 機器レンタルサービス」、「第4章 サポートサービス」及び「第6章 マネージメントサービス」の各対象サービスについては、申込書等に別段の定めがある場合を除き、契約期間満了日の2か月前までにお客様又は当社から相手方に対し書面で特段の意思表示をしない限り、契約期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

2. 前項の定めに拘わらず、当社及びお客様は、契約期間中であっても、解約しようとする日の2ヶ月前までに、相手方に対し書面で通知することにより本契約を解約することができます。

3. 前項の定めに拘わらず、「第3章 機器レンタルサービス」及び「第6章 マネージメントサービス」等、申込書等に最低利用期間等(以下「最低利用期間等」といいます。)の定めがある場

合であって、かかる本契約の解約がお客様により最低利用期間等内になされるときは、お客様は、当社が別に定める解約調整金を一括して当社に支払うものとします。

4. 最低利用期間等の起算日又は起算月は、各対象サービスにおける本料金の課金開始日又は課金開始月(契約期間が延長された場合は、契約期間延長後の本料金の課金開始日又は課金開始月を指します。)とします。

第5条(納品及び納品書兼作業完了通知書の提出) 当社は、本サービスの内容としてお客様に納入すべき目的物(「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」、「第3章 機器レンタルサービス」に定める「レンタル機器等」、「第5章 エンジニアリングサービス」に定める「対象成果物」、以下「目的物等」といいます。)があるときは、見積書所定の納期までに、見積書所定の納品場所において、見積書所定の目的物等の納品(「第5章 エンジニアリングサービス」を含み、「第4章 サポートサービス」及び「第6章 マネージメントサービス」を除くものとし、以下「納品」といいます。)を行います。

2. お客様は、当社から要請があった場合、納品前に、仕掛り中の目的物等の内容等の確認を行うものとします。

3. 当社は、納品後速やかに、納品場所等において、当該納品に係る納品書兼作業完了通知書をお客様に交付します。

第6条(納期、目的物等の変更等) 当社は、納期までに全ての納品が完了しないと見込まれるときは、遅滞なくその旨を書面によりお客様に通知し、新たな納期を協議の上設定するものとします。

2. 当社の責めに帰すことができない事由による納期の遅延に関しては、当社は、損害賠償責任その他の責任をお客様に対して負いません。

3. お客様の都合又はその責めに帰すべき事由による納期の延長若しくは目的物等の変更等により見積書に記載された金額を超える追加の料金(以下「超過料金」といいます。)が発生した場合、当社は、お客様に対し、第3条に定める本料金に加え当該超過料金を請求することができるものとします。

4. 前項に定める超過料金について、お客様と当社の間で合意が成立しない場合、当社は、お客様に対して本料金の支払いを請求するとともに、本サービスの提供を直ちに中止し、又は本契約を解除することができるものとします。

5. 当社が目的物等の納品の準備(目的物等の調達を含みますが、それに限られません。)に着手した後にお客様の責めに帰すべき事由によりお客様が本契約を解約した場合、当社は、第4条第3項に定める解約調整金が発生する場合はそれに加えて、当該目的物等に係る本料金に相当する金額その他当社に生じた損害をお客様に請求できるものとします。

第7条(検査及び引渡し) お客様は、目的物等が納品された日(以下「納品日」といいます。)以降、速やかに、別途定める仕様にに基づき検査を行い、検査に合格したときは、その旨を記載した書面(以下「検査合格書」といいます。)を速やかに当社に交付するものとします。なお、お客様が、当社に対し、納品日から起算して7日以内に次条第1項に基づき検査に不合格である旨を書面で通知しないときは、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。

2. 目的物等が前項に定める検査に合格したときをもって、当社のお客様に対する目的物等引渡し(以下「引渡し」といいます。)があったものとします。

第8条(不合格) お客様は、別途定める仕様にに基づく検査の結果、目的物等を不合格と認めるときは、直ちにその旨を当社に書面で通知し、相当の期限を定めてその改善措置を当社に対して請求することができるものとします。

2. 当社は、お客様から改善措置を請求された場合であって、当該措置を行うことが合理的であると判断したときは、当社の費用負担において改善措置を行い、お客様の再度の検査(以下「再検査」といいます。)を受けるものとします。

3. 前条、本条第1項及び前項の規定は、再検査を行う場合に準用します。

第9条(特別採用) お客様は、前条の定めに拘わらず、検査又は再検査の結果、目的物等の瑕疵が軽微で、お客様が目的物等を使用する上で支障がないと認められるときは、検査合格書を当社に交付することができるものとします。この場合、お客様は、当該目的物等について見積書所定の本料金の一部を減額することを当社に請求することができるものとし、当社は、その請求を相当と認めるときは、本料金の一部の減額に応じます。

2. お客様は、前項の定めにより検査合格書を交付するときは、その旨特記するものとし、当該検査合格書の交付をもって、目的物等の引渡しがあったものとします。

3. 第1項に基づく本料金減額の対象となった瑕疵については、第12条は適用されないものとします。

第10条(危険負担) 納品前に生じた目的物等の滅失、毀損又は変質等については、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社の負担とします。納品後に生じた目的物等の

滅失、毀損又は変質等については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。

#### 第11条(所有権の移転)

「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」、「第5章 エンジニアリングサービス」に定める「対象成果物」は、引渡し完了したときをもって、当社からお客様へ移転するものとします。

第12条(瑕疵担保) 目的物等に係る瑕疵担保期間は、引渡しがあった日(以下「引渡し日」といいます。)より1年間とし、お客様は、目的物等を受領後、当該目的物等に受領前の原因によって生じた瑕疵を発見し、かつ当該期間内に書面により当社に対してその旨を通知した場合には、当社の負担による改善措置を請求することができるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、目的物等について製造元等による瑕疵担保条件が付されている場合には、お客様は当該条件の定めるところに従い、製造元等に対して直接請求し、当該製造元等との間で解決するものとします。

第13条(業務従事者に対する指揮監督権) 本サービスの業務に従事する者(以下「本件従事者」といいます。)に対する指揮、監督は、全て当社が行うものとします。

第14条(情報及び施設等の提供) お客様は、当社から請求があったときは、当社が本サービスを提供するために必要な情報を、当社に無償で提供します。

2. お客様は、当社が本サービスを提供するために必要なスペース、備品及び帳票等の消耗品をお客様の費用負担において用意し、当社に無償で提供するとともに、当社が本サービスを提供するために必要となる電力、電話及び通信回線等の使用料を負担するものとします。

第15条(納品場所等への立入り) 本件従事者は、本サービスの提供に当たり必要な作業を行うため、お客様の承諾を得て本サービスの納品場所等に立ち入ることができるものとします。

第16条(再委託) 当社は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に再委託し又は請け負わせること(以下「再委託」といいます。)ができます。

2. 当社は、再委託を行った場合、当該第三者(以下「再委託先」といいます。)が本契約に基づく義務を履行することについて、お客様に対して責任を負います。

第17条(秘密の保持) お客様及び当社は、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の情報を第三者(当該情報を知るべき必要性を有するお客様又は当社の役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員並びに再委託先を除きます。)に開示し又は本契約を履行する目的以外で使用できません。但し、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではありません。

(1) 相手方から開示を受けた際、すでに公知であったもの、又はその後、自らの責めに帰すべからざる事由によって公知になったもの。

(2) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら保有していたもの。

(3) 自ら独自に開発したもの。

(4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。

(5) 法令上の要請又は政府機関からの要請により開示が義務付けられたもの。

2. お客様及び当社は、その役員及び使用人並びに再委託先の従業者等の第三者に対し、前項の秘密保持義務を遵守させるものとします。

3. 前項の定めは、当該本契約に基づく当社のお客様に対する本サービスの提供が全て終了した後も有効であるものとします。

#### 第18条(反社会的勢力の排除)

お客様及び当社は、相手方に対し、本契約の締結時において、自己(その代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員。)又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者(以下、併せて「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。

第19条(契約解除) お客様及び当社は、相手方が本要綱又は本契約に違反した場合であって、書面により相当の期間を定めて是正の催告を行ったにも拘わらず、当該期間を徒過してもなお是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、お客様又は当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。

(1) お客様が本要綱又は本契約に定める本料金等の支払債務の履行を遅延したとき。

(2) 重大な本要綱又は本契約違反の事実があったとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。

(4) 破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 合併によらず解散しようとしたとき又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(7) その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき。

(8) その他当社においてお客様が本要綱に定める債務を履行することが合理的理由に基づき不可能又は困難であると認められたとき。

(9) その代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明したとき。

(10) 第18条第2項に規定する行為を行ったとき。

3. お客様及び当社は、前二項に基づく本契約の解除を行う場合には、本契約違反のあった本サービスに係る本契約のみを解除することの他、お客様が当社と締結している全ての本サービスに係る本契約を一括して解除することもできるものとします。

4. お客様は、本条の定めにより当社から本契約の全部又は一部を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、本料金等支払債務その他の当社に対する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。なお、「第2章 機器販売サービス」に係る本契約、「第5章 エンジニアリングサービス」に係る本契約が解除された場合、お客様は、当社の指示に従い、目的物等を返還し(これに加え、目的物等の引渡しから返還までの間の利用相当額の支払いを要する場合があります)、又は目的物等の本料金相当額全額を支払うものとします。

5. お客様又は当社は、本条の定めにより本契約の全部又は一部を解除した場合であって、当該解除により自らに損害が発生したときは、その損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。この場合、当社が賠償すべき損害の範囲については、第21条第2項の規定を準用します。

第20条(本契約終了に伴う清算) 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約が第4条第2項に基づき解約又は前条に基づき解除されたときは、当社は、その時点までに発生した本サービスに係る本料金を算定し、お客様と清算するものとします。

2. 前項の清算方法は、当社とお客様との間で別途協議の上で定めるものとします。

第21条(損害賠償) お客様は、当社から本サービスの提供を受けるに際し当社の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当社に当該損害の賠償を請求することができます。但し、「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」及び「第3章 機器レンタルサービス」に定める「レンタル機器等」に係る設計上、製造上の過誤及び本サービスの使用上の過誤、使用結果、逸失利益並びにお客様の指示・指定に基づいて生じた損害等、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が損害を被った場合は、当社は、その責任を一切負いません。

2. 前項により当社が賠償するお客様の損害は、損害発生時の直接の原因となった本料金に相当する額(但し、月額料金については月額料金の3ヶ月分に相当する額、年額料金については年額料金の1年分に相当する額)を上限とします。但し、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、この限りではありません。

3. 当社は本サービスの提供に際しては本要綱に定める責任以外如何なる責任も負いません。

4. お客様は、本サービスの利用にあたり、お客様の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害が発生した場合、お客様の責任と費用負担で解決するものとします。

第22条(不可抗力の免責) 天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他、お客様及び当社の何れの責めにも帰すことができない事由による本契約の不履行又は遅滞については、お客様及び当社は、互いに相手方に対してその責任を負いません。但し、金銭債務については、この限りではありません。

第23条(輸出入管理) お客様は、目的物等又は当社が本サービスの遂行に必要な物品等を輸出入する場合、外国為替及び外国貿易法等の輸出入に関する関連法規及びその他適用される一切の法令を遵守するものとします。なお、お客様は、外国の輸出入に関する関連法規等が適用される場合には、それらの法規も遵守するものとします。

第24条(通知義務) お客様は、次の各号の一つにでも該当した場合には、その旨を書面にて当社に通知するものとします。

(1) 商号、代表者、住所、連絡先等を変更しようとする場合。

(2)第19条第2項各号のいずれかの事実が発生し、又はその虞がある場合。

2. お客様が前項第1号の通知を怠ったことにより、当社が本契約に関連して発した通知がお客様に到達しない場合でも、その発信後7日を経過した時点をもってお客様に当該通知が到達したものとみなします。

第25条(権利義務の譲渡禁止) お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

第26条(合意管轄) 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条(準拠法) 本要綱及び本契約の準拠法は、日本国法とします。

第28条(本契約及び本要綱の変更) 当社及びお客様は、本契約を変更しようとするときは相手方に変更内容を書面で通知するものとし、お客様及び当社は、別途協議のうえ書面で合意することにより本契約を変更することができます。

2. 当社は、本要綱を随時改定できるものとします。この場合、当社は、改定した本要綱を当社のホームページに掲載するものとし、改定後の本サービスの利用については、改定後の本要綱が適用されるものとします。但し、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権(著作権法第27条(翻訳権、翻案権)、第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含みます。)等の知的財産権(以下同じ。)に関する規定については、この限りではないものとします。

第29条(協議) 本要綱及び申込書等に定めのない事項、又は本要綱若しくは申込書等の解釈について生じた疑義については、お客様と当社とが誠意をもって協議の上解決することとします。

## 第2章 機器販売サービス

第30条(機器販売サービス)

機器販売サービスとは、当社がお客様に対象物(以下「対象販売機器等」といいます。)の販売を行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、対象販売機器等をお客様に売り渡し、お客様はこれを買受けるものとします。

第31条(保証の範囲)

当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、対象販売機器等が稼働することを保証します。

第32条(第三者の権利に係るプログラム等)

対象物のうち、プログラム等の使用及び取扱いについては、当該プログラム等に添付の使用許諾契約又はディスプレイ上に表示される使用許諾条件等が本要綱及び申込書等のために優先して適用されるものとします。

2. 前項のプログラム等に関する品質保証、瑕疵担保及び知的財産権の問題等については、お客様は、前項の使用許諾契約又は使用許諾条件等の定めるところに従い、原権利者等に対して直接請求をし、それらとの間で解決するものとします。この場合、当社は、お客様に対し可能な範囲での協力をを行うものとします。

## 第3章 機器レンタルサービス

第33条(機器レンタルサービス) 機器レンタルサービスとは、当社がお客様に対象物(以下「レンタル機器等」といいます。)のレンタルを行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、レンタル機器等をお客様に賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。

第34条(提供開始日等) 機器レンタルサービスについては、検査合格書にお客様が記入した検収日をもって、提供開始日とします。なお、機器レンタルサービスの検査及び検査期間は第7条に準じます。

2. 本契約の終了をもって機器レンタルサービスの提供は終了するものとします。

第35条(保証の範囲) 当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、レンタル機器等が稼働することを保証します。

第36条(サービス内容の変更等) 当社は、レンタル機器等又は修理用部品等の製造終了などにより、機器レンタルサービスの提供継続が困難となった場合、予めお客様に通知のうえ、機器レンタルサービスの提供条件を変更し、又は契約期間を短縮若しくは終了することができるものとします。

第37条(レンタル機器等の使用保管) お客様は、善良なる管理者の注意をもって、レンタル機器等が正常に稼動するよう適切に設置、使用及び保管等を行い、その設置、使用及び保管等に当たっては法令及び官公庁等の規則又は指示等を遵守しなければなりません。

2. お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、レンタル機器等に関し、次の各号で定める行為を行ってはなりません。

(1)レンタル機器等に貼付されている所有権の帰属を示す表示、証票などを剥し、又はこれを毀損若しくは汚損すること。

(2)レンタル機器等を第三者に転貸その他使用させ、担保権その他権利の客体とし、又はその他当社若しくは第三者の権利を侵害すること。

(3)レンタル機器等を他の不動産、動産に付着させること。

(4)レンタル機器等を改造し、加工し、又はその他原状を変更すること。

(5)レンタル機器等の占有を移転し、又はレンタル機器等を設置場所から移動すること。

3. レンタル機器等に付着した他の機器類の所有権は、事前に当社が書面で承諾した場合を除き、すべて当社に帰属します。
4. お客様は、第三者がレンタル機器等について権利主張し、又は保全処分若しくは強制執行などを行おうとしたことにより当社又は第三者の権利が侵害される虞があるときは、お客様は、直ちにその旨を当社に通知するものとし、レンタル機器等の所有権等が当社又は第三者に帰属することを主張、立証し、その侵害の防止に努めるものとします。
5. お客様は、レンタル機器等の毀損又は滅失等(紛失、盗難等を含み、また、天災地変その他原因の如何を問いません。以下、本項において同じとします。)が発生したときは、次の各号で定める責任を負うものとします。

(1)お客様は、レンタル機器等が毀損した場合には、自らの責任と費用負担により、次のイ又はロのいずれかの措置を講じるものとします。

イ. レンタル機器等を完全な状態に復元又は修理すること。

ロ. レンタル機器等と同等な状態又は性質以上の同種の機種と取り替えること。

(2)お客様は、レンタル機器等が滅失した場合には、直ちに、その旨を書面で当社に通知すると共に、当社が別に指定するレンタル機器等の購入代金に相当する額及び第4条第3項に基づき発生する解約調整金を当社に支払うものとします。この場合、レンタル機器等が滅失した日をもって、何ら意思表示を要することなく当然に、当該レンタル機器サービスに係る本契約は終了するものとします。

第38条(費用等の負担) お客様は、レンタル機器等の設置、使用及び保管等に係る税金その他の費用等(海外において課される税金その他の費用等を含みます。)を負担するものとします。

第39条(レンタル機器等の返還) お客様は、レンタル機器等のレンタルが終了したときは、当該終了の日の翌日から7日(但し、レンタル機器等が海外に設置されている場合には30日とします。以下「返還期限」といいます。)以内に、レンタル機器等を原状に復して当社が別に指定する方法により当社に返還しなければなりません。なお、返還に要する費用については、お客様が負担するものとします。

2. 当社は、お客様が返還期限までに前項に基づきレンタル機器等を当社に返還しない場合には、当社又は当社が別に指定する者がレンタル機器等を引き上げ、これを原状に復するなどの必要な措置を講じることができるものとします。この場合、お客様は、これを拒否し又は妨害してはならないものとし、このために当社が負担した費用の全額を当社に賠償するものとします。

3. お客様は、レンタル機器等の返還にあたり、お客様の責任と費用負担でレンタル機器等に記録されているお客様のデータ等を消去するものとします。なお、当社は、レンタル機器等に記録されているお客様のデータ等を消去及び保護等する義務を負わないものとし、これによりお客様その他第三者が損害を被った場合であっても、その責任を一切負わないものとします。

4. お客様は、返還期限までにレンタル機器等の返還が完了しない場合には、返還期限の翌日からレンタル機器等の返還が完了する日までの日数(以下「延滞日数」といいます。)に応じ、機器レンタルサービスの本料金を日割り計算した額に相当する額を当社に支払うものとします。なお、当社は、延滞日数が1ヶ月に満たない端数が生じた月について、1ヶ月分の本料金を相当する額をお客様に請求する場合があります。

第40条(第三者の権利に係るプログラム等)

本章に定めるレンタル機器等のうち、プログラム等の使用及び取扱いについては、第32条が適用されるものとします。

## 第4章 サポートサービス

第41条(サポートサービス) サポートサービスとは、当社がお客様に対して、お客様が利用する対象物(以下「サポート対象機器等」といいます。)のサポートを行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、お客様にサポートサービスを提供するものとします。

第42条(提供開始日) サポートサービスについては、検査合格書にお客様が記入した検収日をもって、提供開始日とします。なお、サポートサービスの検査及び検査期間は第7条に準じます。

2. 本契約の終了をもってサポートサービスの提供は終了するものとします。

第43条(プログラムの更新) サポートサービスに基づき更新版が提供されるプログラムは、申込書等に記載のプログラムとし、提供されたプログラムの更新版については、本要綱及び更新版の元となるプログラムの使用契約の諸条項が適用されるものとします。なお、更新版が元のプログラムに置き換わり、更新版単独で機能する場合には、更新版が提供された時点で元のプログラムの使用権は消滅するものとします。

第44条(対象外作業) お客様又は第三者が行ったサポート対象機器等の仕様変更、改造、オーバーホール、移設又は次の各号のいずれかによって生じるサポート対象機器等の故障の修理及び調整並びにプログラムのトラブル原因の調査等(以下、併せて「対象外作業」といいます。)は、サポートサービスの範囲に含まれないものとします。

- (1)当社が定める使用方法以外の使用に起因する場合。
- (2)当社が定める規格外の入出力媒体又は消耗品等の使用に起因する場合。
- (3)当社が定める機器設置基準の範囲外の環境で使用したことに起因する場合。
- (4)当社の提供によらないプログラム等に起因する場合。
- (5)その他災害等に起因する場合。

2. 前項の定めに拘わらず、お客様の依頼に応じて当社が対象外作業を実施した場合、お客様は、対象外作業に係る当社所定の料金を別途負担するものとし、当該料金が発生した日の属する月の末日から起算して30日以内に当社に支払うものとします。

第45条(耐用年数) 当社は、サポート対象機器等の全部又は一部について耐用年数を超える等の理由から正常な稼働の維持が困難であると判断した場合、お客様に対し、お客様の負担によるサポート対象機器等のオーバーホール又は取替えを要請することができるものとします。

2. 前項の要請にも拘わらず、お客様がこれに応じないときは、当社は、直ちにサポートサービスに係る提供条件を変更します。

第46条(サービス内容の変更等) 当社は、サポート対象機器等の販売中止、製造中止又はサポート対象機器等に関連する部品の販売中止、製造中止などにより、サポート対象機器等の稼働及びサポートサービスの提供継続が困難となった場合、予めお客様に通知のうえ、サポートサービスの提供条件を変更し、又は契約期間の短縮若しくは終了することができるものとします。

第47条(料金等の変更) 当社は、書面による3ヶ月前の予告をもって、サポートサービスの料金を変更できるものとします。

第48条(要領書の変更) 当社は、書面による6ヶ月前の予告をもって、本章の内容、仕様書及び要領書等の内容を変更できるものとします。

第49条(サポート対象機器等の移設等) お客様は、サポート対象機器等の設置場所、設置条件又はサポートサービスに係る連絡先等を変更する場合には、事前に書面により当社に通知するものとします。なお、サポート対象機器等の移設費用は、お客様の負担とします。

第50条(サポート対象機器等の改造及び連結) お客様は、サポート対象機器等を改造し、又は他の装置や器具を取り付け、若しくは連結する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとし、これに要する費用はお客様の負担とします。

## 第5章 エンジニアリングサービス

第51条(エンジニアリングサービス) エンジニアリングサービスとは、お客様が利用する情報システム、通信ネットワーク等の分析、コンサルティング、設計、導入、開発、構築等を行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、お客様にエンジニアリングサービスを提供するものとします。

第52条(保証の範囲) 当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、エンジニアリングサービスの成果物(以下「対象

成果物」といいます。)が稼働することを保証します。

第53条(主任担当者) お客様及び当社は、必要に応じて、エンジニアリングサービスに関する相手方との連絡、確認、及び相手方への要請、並びに当社への注文上の指図等を行う責任者である主任担当者をそれぞれ定めるものとします。

2. お客様及び当社は、主任担当者を変更する場合には、その旨を予め書面で相手方に通知するものとします。

第54条(開発環境等の提供) お客様は、当社がエンジニアリングサービスを提供するに当たり必要となる資料、開発用機械設備、開発環境等を当社に無償で貸与又は提供するものとし、当社が開発用機械設備、開発環境等を利用することに伴い発生する光熱費等は、合理的に必要なとされる範囲でお客様が負担するものとします。

第55条(納入期限、本料金等の変更)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、お客様に対し、エンジニアリングサービスの内容、納入期限、作業期間等の追加又は変更を請求できるものとします。

- (1)当社がエンジニアリングサービスに係る業務に着手した後、お客様のシステム要求事項・設計、仕様、スケジュール等に変更若しくは追加があったとき。
- (2)お客様の指示、確認、資料等の提供や義務の履行が遅延したとき、又はそれらに不備が発見されたとき。
- (3)前二号により、要件定義・論理設計作業を行った結果、以降の工程の作業量が増加することが明らかになったとき。
- (4)その他当社の責めに帰すことができない事由により納入期限までに対象成果物を納入できないことが明らかになったとき。

2. 前項各号のいずれかに該当する場合当社の費用が増加した場合には、当社は、お客様に対し、当社所定の基準に基づきエンジニアリングサービスに係る本料金の額、支払条件等の変更を請求できるものとします。

3. 前項の場合において、速やかにエンジニアリングサービスに係る本料金の額、支払条件等につき合意が成立しない場合は、当社は、それまでに実施したエンジニアリングサービスに係る業務の割合に応じた本料金の支払いをお客様に請求するとともに、当該エンジニアリングサービスの提供を中止し、又はエンジニアリングサービスに係る本契約を解除することができるものとします。

第56条(知的財産権等) 対象成果物(プログラム関連のドキュメントを含みます。以下同じ。)に係る知的財産権は、当社又は当社の再委託先等第三者に帰属するものとします。

2. 当社は、対象成果物に係る著作権について、お客様に対して譲渡不能、非独占的な使用権のみを許諾するものとし、複製権、改変権、翻訳権、翻案権、公衆送信権その他いかなる権利も許諾しません。

3. 前項の規定に拘わらず、お客様は、対象成果物について、当社と別途協議し当社が書面で承諾した場合に限り、当社が示す条件に従い、当該対象成果物を複製、改変、譲渡、又は公衆送信することができます。

第57条(第三者の保有する権利) 対象成果物に第三者が保有する知的財産権が含まれる場合、当該知的財産権の原権利者が、お客様に対して譲渡不能、非独占的な使用権を直接許諾するものとします。また、対象成果物に使用許諾契約が添付されている場合又はディスプレイ上に使用許諾条件等が表示される場合は、当該使用許諾契約等の定めが本契約及び本要綱の定めに優先して適用されるものとします。

2. 前項に定める対象成果物に係る品質保証、瑕疵担保及び知的財産権の問題等については、お客様は当該使用許諾契約等の定めるところに従い、原権利者に対して直接請求し、当該原権利者との間で解決するものとします。

第58条(知的財産権の侵害) 当社の責めに帰すべき事由により対象成果物に関し日本国法における知的財産権に係る苦情、警告又は権利主張(以下「苦情等」)を受けたときは、当社は、当社の判断に基づき当該苦情等に対して合理的な範囲でとり得る措置を講ずるものとします。但し、当該苦情等が、お客様の指定した仕様、お客様の指示、第56条の許諾の範囲を超えた対象成果物の利用、その他お客様の責に帰すべき事由による場合、又は前条1項に定める知的財産権の場合はこの限りではありません。

第59条(報告等)

当社は、お客様に許諾した知的財産権に係る対象成果物の使用状況に関する報告をお客様に求め、また、当該使用状況に関する監査を行うことができるものとします。

2. 対象成果物に係る知的財産権に期限がある場合、お客様は、当該期限経過後速やかに、当該対象成果物をお客様の責において全て破棄するものとします。

## 第6章 マネージメントサービス

第60条(マネージメントサービス) マネージメントサービスとは、お客様が利用する電気通信設備、電気通信回線、通信機器等(以下「対象ネットワーク等」といいます。)に係る運用、監視、保守及び障害対応を支援するサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、お客様にマネージメントサービスを提供するものとします。

2. 当社がお客様に提供するマネージメントサービスの具体的内容並びに当社がマネージメントサービスを提供するために使用する当社の監視用の電気通信設備及び電気通信回線(以下「監視用設備等」といいます。)は、当社が別途提示する運用保守要領書等にて定めるとおりとします。

第61条(提供開始日) マネージメントサービスについては、検査合格書にお客様が記入した検収日をもって、提供開始日とします。なお、マネージメントサービスの検査及び検査期間は第7条に準じます。

2. 本契約の終了をもってマネージメントサービスの提供は終了するものとします。

第62条(責任の範囲) マネージメントサービスに関して当社がお客様に対して負う責任は、マネージメントサービスをお客様のために最善の努力をもって提供することに限られ、かかる提供がなされた場合、当社は、提供したマネージメントサービスの内容、結果等につき一切の責任を負わないものとします。

2. 当社が当社の契約約款等に従いお客様に提供する電気通信サービスに係る当社の責任は、当該契約約款等の定めによります。

3. マネージメントサービスは、対象ネットワーク等に生じた障害が復旧することを保証するものではありません。

4. 当社がマネージメントサービスの遂行に当たり、お客様が第三者と締結した対象ネットワーク等に係る保守内容等についてお客様に対して開示を求めた場合には、お客様はこれに応じるものとします。

第63条(月額料金の扱い) 第3条第2項の定めにかかわらず、マネージメントサービスに係る本料金について、マネージメントサービスの提供が暦月の途中で開始又は終了した場合、当該月の月額料金は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) マネージメントサービスの提供が暦月の途中で開始された場合は、当該月の月額料金を無料とします。但し、マネージメントサービスの提供を暦月の初日から開始した場合は、当該月の月額料金の全額の支払いを要します。

(2) マネージメントサービスの提供が暦月の途中で終了した場合は、当該月の月額料金の全額の支払いを要します。但し、マネージメントサービスの提供が暦月の初日に終了した場合は、当該月の月額料金を無料とします。

第64条(サービスの中断) 当社は、次の各号で定める場合、マネージメントサービスの提供を中断することがあります。なお、これによりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、その責任を一切負いません。

(1) 監視用設備等を移設、保守、点検又は工事等するために必要な場合。

(2) その他マネージメントサービスの提供を中断するにつき合理的な理由がある場合。

2. 当社は、前項に基づきマネージメントサービスの提供を中断する場合は、予めその旨をお客様に通知します。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

以上

附 則(第1.0版)

(実施期日)

本要綱は、2019年2月18日から実施します。